

**平成30年度山事研第3回研修会  
年末調整関係質問事項・資料と回答**

※上段：質問 下段：参考箇所・回答等  
冊子＝平成30年分年末調整のしかた

1	源泉徴収はなんのために、どうして行われるか。
	冊子 P2 参照。
2	公立小中学校勤務の県職員の場合、所轄の税務署は「県庁」のある甲府税務署でよいか。
	所轄の税務署は「県庁」のある甲府税務署でよい。
3	実際の用紙の記入方法について。
4	申告書の記入について、証明書のどこを見て記入していったらよいか。
	冊子 P11 以降参照。 冊子 P94-96 参照。年末調整 Q & A。 冊子 P98 以降参照。記載例。
5	扶養控除の改正点について。
	「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関する FAQ 【平成29年10月（平成30年10月改訂）】」参照。（国税庁ホームページ資料） 冊子 P72 6 (3) 参照。配偶者の所得に差額が生じた場合について再年末調整。
6	源泉控除対象者、配偶者控除等の控除区分の違いについて。
	冊子 P4 参照。配偶者控除対象者と配偶者特別控除対象者のうち配偶者の合計所得金額が 0～85万円以下の人のことを源泉控除対象配偶者という。
7	育児休業中の職員の年末調整について
	・年の途中まで、給与等が支給されていた場合。 ・一年間無給状態の場合。 年末調整をする必要があるか否か。
	・年の途中まで、給与等が支給されていた場合。 給与が支払われたところまで年末調整をする。 ・一年間無給状態の場合。 年末調整不要（給与が支払われていないため）
8	配偶者等が育児休業等で無給になっている場合、扶養として税額控除を受けられるか。
	冊子 P12 参照。所得が38万円以下なら受けられる。38万円超でも配偶者特別控除を受けられる場合がある。
9	扶養していた親族が、該当年度に死亡した場合、その年度の扶養控除の対象になるか？
	冊子 P13（注）2 参照。その年は控除の対象になる。
10	配偶者及び扶養親族で、株投資やFXでの収入がある場合の記入等で注意すること。
	冊子 P13（ハ）参照。FXは雑所得。
11	住所を移して施設に入っている父母を扶養控除する場合に必要な確認（添付）書類。
	冊子 P11 以降と P97 参照。生活費送金の事実のわかる書類。
12	扶養していた子どもが4月に就職したが、9月に離職し扶養の対象となった場合の処理。
	4月に外して9月に再度入れる。外れていた期間も年末調整で精算する。

13	義理の父母を税額上扶養控除する時の確認書類はどのようなものが必要か。
	扶養控除には3つのパターン（同居・別居・国外）がある。 別居の場合、親族関係証明書類と送金関係証明書類が必要。 国外の場合冊子 P17 参照。
14	扶養親族が複数いる場合、夫婦で扶養を分けた方がいいか相談されることがあります。実際はどうか。
	同じくらいの収入：分けた方がよい。 どちらかが高い：高い方にまとめた方がよい。 最終的には計算してみないと分からない。

15	保険料控除申告書の地震保険料控除を申告する際、地震と旧長期とあるが注意する事項について。
	冊子 P32 上の表（注）2 参照。両方計算してみて、控除額が高い方を選択できる。
16	扶養していた子どもの国保を保護者が年払いしたが、その年の途中で、子どもが就職し社保に加入した場合、支払った1年分の掛け金の控除は受けられるか。
	冊子 P33（3）参照。本人が支払っていれば全額控除できる。但し還付されている場合は除く。
番外	小規模企業共済等掛金控除 iDeCo の証明書類について。
	冊子 P35 参照。証明書類は全て必要。

17	住宅控除の基本。住宅控除の用紙が届くのはどんな人か。どのような制度に対して用紙が配付されるのか。
	冊子 P37 参照。1 年目：個人で確定申告。2 年以降は年末調整ができる。 申告書は初年にまとめて送付される。今年は30年のものを使う。 無くした場合は税務署で再発行してもらう。 冊子 P49-50 注意事項参照。
18	住宅借入金等特別控除について ・ 租税特別措置法第41条第1～4項、第24項 ・ 租税特別措置法第41条第10項～12項 ・ 租税特別設置法第41条の3の2第1～4項 ・（特定取得）租税特別措置法第41条第1～4項、第24項 ・（特定取得）租税特別措置法第41条第1項、第3項 ・（特定取得）租税特別設置法第41条の3の2第1～4項 上記の内容と、どれに当たるのか証明書や申告書のどこを見て、判断したらよいか。
	冊子 P53 参照。申告書右下のカッコ（認定住宅用・特定増改築住宅用・震災再取得用）と住居開始年月日のカッコ（特定）をチェック。